

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者やその家族が、多職種にて構成される医療・ケアチームと連携を取りながら、患者本人の意思決定を基本とした、医療・ケアを提供することに努める。

(厚生労働省:人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを規範とする)

2. 「人生の最終段階」の定義 (厚生労働省の定義による)

- (1) 医師が客観的な情報を基に、治療により病気の回復が期待できないと判断すること
- (2) 患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること
- (3) 患者・家族・医師・看護師等の関係者が死を予測し対応を考えること

3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 本人の意思が確認できる場合

医療従事者からの適切な情報提供と説明をし、本人、家族等と医療ケアチームとの十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本とした医療ケアの方針を決める。

(2) 本人の意思が確認できない場合や判断能力がない場合

家族等が本人の意思を推定し、その推定した意思を尊重し、医療・ケアチームで方針を決定する。家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人にとって何が最善であるか医療・ケアチームと家族等で話し合う。家族等がない場合は、本人にとっての最善の方針を繰り返し話し合う。なお、意思決定は本人の意思に反して強制されるものではない。なお、このプロセスにおいて話し合った内容はその都度文章にまとめておくものとする。

医療法人社団 清真会 麦島内科クリニック 院長 麦島 清純